

平成25年 第1回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

平成 2 5 年 第 1 回 南 会 津 町 議 会 臨 時 会 第 1 日

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 5 年 5 月 1 7 日 (金曜日) 午前 1 0 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第 5 南会津地方環境衛生組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第 6 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 専決第 9 号 工事請負契約の一部変更について (平成 2 3 年災 安越又川橋
災害復旧工事)
- 専決第 1 7 号 損害賠償の額の決定並びに和解について
- 日程第 7 議案第 5 0 号 専決処分について
- 専決第 6 号 南会津町税条例の一部を改正する条例
- 専決第 7 号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 専決第 8 号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 専決第 1 0 号 平成 2 4 年度南会津町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 専決第 1 1 号 平成 2 4 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5
号)
- 専決第 1 2 号 平成 2 4 年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3
号)
- 専決第 1 3 号 平成 2 4 年度南会津町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 専決第 1 4 号 平成 2 4 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 専決第 1 5 号 平成 2 4 年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3
号)
- 専決第 1 6 号 平成 2 4 年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 5
号)

- 日程第 8 議案第 5 1 号 工事請負契約について（南会津町館岩地域光ファイバ通信基盤整備工事）
- 日程第 9 議案第 5 2 号 工事請負契約について（田島中学校大規模改造事業（第 3 期）建築主体工事）
- 日程第 1 0 議案第 5 3 号 工事請負契約について（荒海中学校大規模改造事業（校舎）建築主体工事）
- 日程第 1 1 議案第 5 4 号 工事請負契約について（荒海中学校大規模改造事業（校舎）電気設備工事）
- 日程第 1 2 議案第 5 5 号 工事請負契約について（旧伊南中学校大規模改造事業（校舎）建築主体工事）
- 日程第 1 3 議案第 5 6 号 物品購入契約について（消防ポンプ自動車購入）
- 日程第 1 4 議案第 5 7 号 物品購入契約について（小型動力ポンプ付積載車購入）
- 日程第 1 5 議案第 5 8 号 平成 2 5 年度南会津町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 5 9 号 南会津町生活改善センター条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	大 桃 英 樹	議員	2 番	長谷川 耕 一	議員
3 番	湯 田 良 一	議員	4 番	室 井 嘉 吉	議員
5 番	室 井 実	議員	6 番	湯 田 哲	議員
7 番	渡 部 優	議員	8 番	楠 正 次	議員
9 番	高 野 精 一	議員	1 0 番	山 内 政	議員
1 1 番	渡 部 忠 雄	議員	1 2 番	湯 田 秀 春	議員
1 3 番	星 登志一	議員	1 4 番	阿久津 梅 夫	議員
1 5 番	五十嵐 司	議員	1 6 番	大 竹 幸 一	議員
1 7 番	菅 家 幸 弘	議員	1 8 番	芳賀沼 順 一	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	芳賀美恵子	会計室長
長沼芳樹	総合政策課長	湯田文則	総務課長
角田厚	商工観光課長	星不二夫	税務課長
宍戸英樹	住民生活課長	舟木由紀子	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	星正信	農業委員会 事務局長
原田稔	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
室井裕	舘岩総合支所長	齊藤友一	伊南総合支所長
近藤甚悦	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

酒井直伸	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
------	------	------	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

ただいまから平成25年第1回南会津町議会臨時会を開会します。



◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○芳賀沼順一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、7番、渡部優君及び14番、阿久津梅夫君を指名します。



◎会期の決定

○芳賀沼順一議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。



◎諸報告

○芳賀沼順一議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長から報告しておきます。

平成25年5月16日付で、長谷川耕一君並びに湯田秀春君から一身上の都合により南会津地方広域市町村圏組合議会議員を辞職したい旨の願い出があり、これを許可いたしますので、報告しておきます。

同じく平成25年5月16日付で、山内政君並びに阿久津梅夫から一身上の都合により南会津地方環境衛生組合議会議員を辞職したい旨の願い出があり、これを許可いたしましたので、報告しておきます。

次に、町長から発言したい旨の申し出がなされておりますので、これを許可いたします。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

平成25年第1回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところご参集賜りましてまことにありがとうございます。

提案理由に先立ちまして、過日、「町のお知らせ」において各世帯に回覧いたしました事案について、ご報告申し上げます。

本件は、平成24年度に町が実施いたしました県南・会津・南会津地域給付金給付事業において、住民登録のない住民の方からの申請手続に関する二度にわたる問い合わせに対し、町職員が対応を怠ったために申請期間内に地域給付金の申請手続ができなかったものであり、本人からの聞き取りと担当課内での調査を経て、町に瑕疵があったものと認め、本人に謝罪するとともに、4月26日に給付金4万円をお支払いしたものであります。

町といたしましてご本人に深くおわびを申し上げますとともに、今後このような事案が発生しないよう職員の一層の意識改革に努めてまいり所存であります。

なお、私からは、4月26日の課長会議において訓示をするとともに、同日、副町長命で事務の適正執行についての依命通達を各所属長に発し、さらなる注意喚起を促しましたので、議員

各位におかれましては、今後とも町政運営につきましてより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 次に、副町長から4月1日付定期人事異動に伴う異動職員を紹介したい旨の申し出がなされておりますので、これを許可いたします。

○渡部龍一副町長 25年度に入りまして初めての議会でございますので、平成25年4月1日付で人事異動のありました職員をご紹介します。

びわのかけ保育所長より税務課長に就任いたしました星不二夫です。

○星 不二夫税務課長 星不二夫です。よろしくお願いいたします。

○渡部龍一副町長 次に、会計室長補佐より会計管理者兼会計室長に昇任いたしました芳賀美恵子です。

○芳賀美恵子会計室長 よろしく申し上げます。

○渡部龍一副町長 次に、健康福祉課長補佐より健康福祉課長兼保健センター所長に昇任しました舟木由紀子です。

○舟木由紀子健康福祉課長 舟木です。よろしくお願いいたします。

○渡部龍一副町長 以上、ご紹介申し上げましたが、どうぞよろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 これで諸報告を終わります。



◎南会津地方広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙

○芳賀沼順一議長 日程第4、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を行います。

本件は、長谷川耕一君並びに湯田秀春君の辞職に伴うもので、選挙する議員の数は2名です。

本議員の選任については、過般、開催いたしました議員懇談会の申し合わせにより、議会広報委員会を除く常任委員会の推薦により充てることになっております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

南会津地方広域市町村圏組合議会議員に、総務委員会から阿久津梅夫君並びに文教厚生委員会から大竹幸一君の2名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した阿久津梅夫君並びに大竹幸一君の2名を南会津地方広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました阿久津梅夫君並びに大竹幸一君の2名が南会津地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま南会津地方広域市町村圏組合議会議員に当選された阿久津梅夫君並びに大竹幸一君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

これで、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を終わります。



◎南会津地方環境衛生組合議会議員の補欠選挙

○芳賀沼順一議長 日程第5、南会津地方環境衛生組合議会議員の補欠選挙を行います。

本件は、山内政君並びに阿久津梅夫の辞職に伴うもので、選挙する議員の数は2名です。

本議員の選任については、過般、開催いたしました議員懇談会の申し合わせにより、議会広報委員会を除く常任委員会の推薦により充てることになっております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

南会津地方環境衛生組合議会議員に、産業建設委員会から長谷川耕一君並びに文教厚生委員会から湯田良一君の2名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました長谷川耕一君並びに湯田良一君の2名を南会津地方環境衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました長谷川耕一君並びに湯田良一君の2名が南会津地方環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま南会津地方環境衛生組合議会議員に当選された長谷川耕一君並びに湯田良一君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

これで、南会津地方環境衛生組合議会議員の補欠選挙を終わります。



◎報告第2号の上程、説明、質疑

○芳賀沼順一議長 ここで、議長から申し上げます。

これから議題となります日程第6、報告第2号から日程第16、議案第59号までの議案審議については、議会基本条例第10条の規定によって質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書きの規定によって質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定によってその発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、質疑の趣旨は簡潔明瞭に願います。

日程第6、報告第2号 専決処分の報告について、専決第9号 工事請負契約の一部変更について、専決第17号 損害賠償の額の決定並びに和解についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、今臨時会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、報告第2号 専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

まず、専決第9号 工事請負契約の一部変更についてであります。本件は平成24年6月22日付で、株式会社館岩工務所との間に契約した平成23年災 安越又川橋災害復旧工事契約について、工事内容の変更に伴い、工事請負契約金額を217万8,750円を増額し、6,065万9,550円とするものでありまして、変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

次に、専決第17号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は平成24年12月10日午前5時11分ごろ、南会津町田島字東荒井地内の町道において町有車が除雪作業中にバックしたところ、後方を走行していた相手方車両に接触し、損傷させたものでありまして、過失割合を町90%とすることで協議が調い、相手方に賠償金15万425円を支払うことで合意しましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分したものです。

以上、ご報告申し上げますので、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 今、町長から9号の工事請負金額の変更があったんですが、この安越又の橋は、確認のためなんです。現状の幅だけでやるのか、それともちょっと橋の幅を広げるのか、その辺でこの変更の金額が変わったのかどうか、確認のために質問いたします。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

まず初めに、橋の幅でございますが、これは災害復旧工事ということで、原型復旧が基本でございます。そういった関係上、幅については、そのままの幅員ということでございます。

それから、今回の主な変更の理由でございますが、これは橋の角度の関係、河川と橋梁の角

度が80度ございました。この関係で製作をする段階でこの角度の補正をしなくてはならないということが判明しましたので、その経費を今回変更対象としたという内容でございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第7、議案第50号 専決処分について、専決第6号 南会津町税条例の一部を改正する条例、専決第7号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決第8号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例、専決第10号 平成24年度南会津町一般会計補正予算（第7号）、専決第11号 平成24年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、専決第12号 平成24年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、専決第13号 平成24年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第5号）、専決第14号 平成24年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、専決第15号 平成24年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、専決第16号 平成24年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第50号 専決処分についてご説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴う関係税条例等の一部改正及び平成24年度各会計の最終補正予算について専決処分したものであります。

初めに、専決第6号 南会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、南会津町税

条例の一部を改正することについて専決処分したものであります。

主な改正内容は、都道府県または市町村に対する寄附金に係る個人の市町村民税の寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、所得税の限界税率に復興特別所得税率を乗じて得た率を加算することなどであります。

次に、専決第7号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本件は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成25年2月22日に公布されたことに伴い、南会津町国民健康保険税条例の一部を改正することについて専決処分したものであります。

主な改正内容は、国民健康保険の被保険者であったものが国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化することなどであります。

次に、専決第8号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本件は、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、南会津町税特別措置条例の一部を改正することについて専決処分したものであります。

改正内容は、過疎法の規定による過疎地域における課税免除の適用期限を平成27年3月31日まで延長するものであります。

次に、専決第10号 平成24年度南会津町一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2億1,136万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ143億7,767万1,000円としたものであります。

その補正の主な内容は、各種財源や事務事業の確定及び実績見込み等によるものでありまして、歳入の主なものでは、町税、自動車取得税交付金、特別交付税の確定に伴う地方交付税のほか財産収入等を追加する一方、事業の確定見込み等により国庫支出金、県支出金、繰入金等を減額したものであります。

一方、歳出につきましては、各特別会計への繰出金の補正を初め、人件費、衆議院議員総選挙執行経費、民生費、緊急雇用対策費、土地区画整理費、災害対策費等の事務事業費の確定及

び実績等により整理補正するとともに、労務単価変動による災害復旧費の追加補正でありまして、歳入との調整を予備費で措置したものであります。また、繰越明許費の変更と地方債の変更は、それぞれ第2表繰越明許費補正、第3表地方債補正のとおりであります。

次に、専決第11号 平成24年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ4,594万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,807万3,000円としたものであります。

歳入では、確定見込みにより国民健康保険税、国・県支出金、療養給付費交付金等を追加する一方、繰入金を減額したものでありまして、歳出では、総務費、保険給付費、保健事業費を減額する一方、国庫負担金過年度精算返納金を追加補正するほか、国庫歳入との調整を予備費で措置したものであります。

次に、専決第12号 平成24年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ787万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,213万円としたものであります。

補正の内容は、歳入では、保険料の収入見込み、歳出補正に伴う繰入金及び特定健康診査事業の受託収入の確定見込みによる減額補正でありまして、歳出では、後期高齢者医療広域連合負担金と保健事業費の実績見込みにより減額補正するほか、歳入との調整を予備費で措置したものであります。

次に、専決第13号 平成24年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ467万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,294万3,000円としたものであります。

歳入では、保険料の収入見込みに伴い減額するほか、歳出の補正額に対応して一般会計繰入金を減額したものであります。

歳出では、総務費の人件費、保険給付費及び地域支援事業費等の確定見込みにより減額補正するほか、歳入との調整を基金積立金等で措置したものであります。

次に、専決第14号 平成24年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本補正予算は、歳入の下水道使用料を追加する一方、一般会計からの繰入金を減額補正するものでありまして、予算総額はそのままとしたものであります。

次に、専決第15号 平成24年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ379万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,031万9,000円としたものであります。

歳出では、一般管理費及び新設改良費の確定見込みにより関連経費を減額補正するものでありまして、歳出の減額に対応して歳入では一般会計繰入金を減額するほか、分担金及び負担金、使用料及び手数料について確定見込みによりそれぞれ補正したものであります。

また、繰越明許費は、第2表繰越明許費のとおりであります。

次に、専決第16号 平成24年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ378万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,278万5,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、水道使用料の収入見込みにより使用料及び手数料を追加補正する一方、過年災害復旧事業の確定見込みにより国庫支出金を減額補正いたしました。

一方、歳出の補正は、一般管理費、維持管理費の確定見込みによる減額補正が主な内容であり、歳入との調整を予備費で措置したものであります。

以上、専決処分いたしました10件につきましてご説明を申し上げましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 一般専決で2点、場所は20ページ、歳入の3番の違約金関係です。それから、労務単価関係がもう1点、全部というと、もう一つは専決第7号、国民健康保険税の条例の分で、国保関係でちょっと説明していただきたいことがあって、国保専決12の諸支出金の償還金の項目、大きく3点についてお伺いします。

まず、1点目、違約金関係ですけれども、一般専決、20ページの3の1、違約金及び返納利息というところの項目ですけれども、586万9,000円の工事請負契約違約金とあるんですけれども、この中身をちょっとご説明いただきたいと思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

諸収入の違約金及び返納の利息でございますが、議員ご承知のとおり田島土建工業が倒産いたしましたして、町で発注しておりました工事関係が履行できなかったということから、その部分についての違約金、それから延納利息を納めていただいたということでございまして、事業、工事関係は2つございます。まず一つは、林道白沢線、沼平線災害復旧工事、こちらのほうの違約金関係が368万4,030円でございます。それから、もう一つ林道白桑山線改設工事、こちらの違約金関係が218万6,730円でございます、こちらの合計が今回の専決ということでございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 南会津町になってのこういった工事請負契約に係る違約金の前例というのは、これまで発生しておりますか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

私、記憶にはございませんが、過去にあったのかどうかはちょっと後日調査をさせて、ご報告をさせていただきたいと思っております。お願いいたします。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 次に移ります。

労務単価が変わってきて上がったということでしょうけれども、過日、新聞等で報道されていましてけれども、47都道府県全県で国に倣って上げた、平均15%というような話があったんですけども、福島県の変更率とかそういったことがわかれば、またそれに準じて町も上げるという形になるんでしょうけれども、今後、国もそうですし、県の支出金等も工事によってはそれに倣ってふえていくのかというふうに思いますので、また町の負担もふえてくるのかというふうに思いますので、その辺の状況をちょっと説明いただきたい。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えをさせていただきます。

まず、労務単価の上昇でございますが、主なものでちょっと答えさせていただきたいと思っております。

まず、普通作業員、あるいは軽作業員といった労務関係でございますが、昨年度が普通作業員で1万700円ございました。それがこの4月以降1万5,000円ということで、変動額が4,300円でございます。それで、この変動率ですと40.19%ということになります。

次に、軽作業員、昨年度9,200円でしたが、今年度につきましては1万2,900円、3,700円の変動額でございます。この変動率につきましては40.22%。

それから、運転手関係でございますが、特殊運転手、昨年度1万2,900円、今年度につきましては1万8,100円、変動額が5,200円、変動率で40.31%、それから、一般運転手、昨年1万1,600円、今年度につきましては1万6,300円、4,700円の変動額でございます。変動率といたしましては40.52%。

こういった関係で、労務単価が非常に今年度上がってございます。こういったものを例えば昨年度発注をして今年度繰り越しますというような工事につきましては、この変動した内容で変更設計を組んで業者の方に負担をさせないというような方策を県の指導をいただいているということでございますので、そういった金額の上昇につきまして、今回補正で計上させていただいているという中身でございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 わかりました。

それから、3点目です。国保関係ですけれども、国保専決、12諸支出金、償還金及び還付加算金の償還金の2,783万8,000円、国保負担金過年度精算返納金とありますけれども、この概要というか、ご説明いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 答えいたします。

国庫金の過年度の精算金につきましては、毎年度発生するものでございまして、今回計上しましたこの2,783万8,000円につきましては、例年に比べますと若干返納金が多いということになっておりますが、本来であれば3月の補正予算に計上すべきであったものを計上を見送りというか、忘れがありまして、今回専決のほうに回させていただいたものでございます。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

もう少し内容を詳しく。

○7番 渡部 優議員 内容がわからなかったです。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 答えいたします。

国民健康保険特別会計の国庫金につきましては、いわゆる財政調整交付金を初めとする国からの補助金、それから前期高齢者交付金等がございまして、これら全ての国庫金関係を次の年

度の期間の中で過不足があるかないかということ进行调整いたします。

その調整した分を翌年度の予算で国のほうも取りまして、過不足について請求したり、あるいは国庫から市町村のほうに返納したりという内容のものでございまして、今回については国庫のほうに返納すると、町のほうで多くもらい過ぎたために返納しますという内容のものでございます。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

総務課長。

○湯田文則総務課長 先ほど渡部議員から過去にそういう事例があったかというご質問でございましたが、平成19年度に館岩建設株式会社が同じような事例がございまして、19年度にちょうど松戸原岩窓線の道路改良工事関係でのいわゆる工事が履行できなかったということで、その違約金として272万7,150円を町として違約金を徴収してというようなそういう事例がございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 1点です。中身は、先ほど7番議員の質問にありましたが、労務単価のアップが計上されて執行されるということなわけですが、いわゆるその先、このアップ分がしっかりとこの労働者の方に行っているという確認というのは、例えば検査とかいうときにどういう形でされていくのか、ただ単に上がっただけで労働者に言ってないのでは、私たちがこの承認をするという意味がありませんので、その辺はどういうふうにして行政としてやっていけるのか、その辺のことをお伺いしたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

まさに議員がおただしのおりだと思っております。これは町の変更設計で増額しても、会社がそのまま取ってしまうということも非常に心配される部分でございまして。これも県と協議をしながら作業員の方にどの程度のアップがあったかということ进行调查していこうということで今、調整中でございまして、検査等でそういったものも調査をしていきたいというふうに考えてございまして、ご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 調査をされましたらばしっかりと報告をいただきたいというふうに

思います。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 1点なんです、条例等の説明書を使って専決の第7号の国保関係なんです、これ所管ですけれども、説明がなかったのでございますが、この説明の内容で二重丸があって国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するものとありますが、ちょっと具体的にもっと伺いたいということと、それから後期高齢者に移行するということは、国民健康保険から抜ける、その人にとっては抜けてしまうものですから、抜けた後その軽減判定所得の算定の特例を恒久化されても意味がないのかと思ったりもするんですけれども、その辺その恒久化したものを後期高齢者のほうに引き継ぐんだというのならわかるんですが、その辺引き継ぐという言葉も書いていないので、その辺どういう意味があるのかと思っただけです。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 大竹議員にお答えいたします。

お問い合わせの条例説明の二重丸の2つ目の部分ということで、軽減判定を受ける世帯について特定同一世帯所属者ということがありまして、これが今申し上げました75歳になると、国保から後期に移行される、この方を含めて要するに今まで父親と母親がいて、父親が75歳になったことによって後期高齢になると、そうしますと、奥さんのほうが1人世帯になってしまう、そうすると、その軽減判定をするときに後期にいつてしまった旦那さんの分も含めて人数、要するに軽減判定をしたいと、そのほうが軽減を受けられるということで、それが5年間という今まで規定があったわけです。その分を取り外しまして、引き続き5年過ぎてもその軽減判定の中にその75歳を過ぎてしまった人の分も含めて判定しますということで、不利になるということではないんです。逆に年の差の離れた旦那さんと奥さんがいると、5年間で奥さんも75歳になればあわせて後期に移ってしまうんですけれども、6歳年の差が離れていると、旦那さんが75を過ぎて80になったときに奥さんがまだ75になっていないと1人世帯ということで、軽減判定が不利になってしまうということが一つと、さらに2つ目で要するに5年間で今まで2分の1の軽減措置があったわけですが、それが5年を過ぎて6年目から8年目まで、今まで2分の1軽減をゼロにするとそれだけ急に変わってしまいますので、激変緩和ということで、2分の1ではなくて3年間は4分の1軽減しましょうというのが今回の改正でございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それでは、後期高齢者に移行する人ではなくて残った人のだということでも今意味わかりましたが、しかも有利になるということで大変いいとは思いますが、ただ細かな計算が必要だと思いますので、またいろいろなミスなんかが出ないかと心配もしているんですけども、ただこういうものは大体該当世帯というのがどのくらいあるか大体わかりますか。大ざっぱでいいんですが、わからなかったらわからないでいいです。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 お答えします。

大変申しわけございません。具体的な数字ということではございませんので、後ほどということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は承認することにご異議ありせんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第50号 専決処分については承認することに決定しました。



◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第8、議案第51号 工事請負契約について（南会津町館岩地域光ファ

イバ通信基盤整備工事)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第51号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、南会津町館岩地域光ファイバ通信基盤整備工事の請負契約について、南会津町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

本案は、館岩地域において高速通信環境を実現できる基盤整備を行い、南会津町の他の地域同様、IRU契約等により民間通信事業者がサービス提供を行える環境を整えて、地域住民の利便性向上を図るため、福島県の光ファイバ通信基盤整備促進事業の補助を受けて、光ファイバ通信基盤整備工事を実施するものであります。

本工事は、館岩地域の福渡地区にあるNTT館岩ビルを起点として光ファイバ網を敷設するものであり、東日本電信電話株式会社福島支店が唯一その任務を担うことができること、かつ現在までの管内での光ファイバ網の敷設工事の経験を踏まえ、同社の単一選定とし、去る4月26日見積もり合わせを実施した結果、請負金額1億3,650万円で同社と工事請負契約を締結するものであります。

工事の概要は、延長52.6キロメートルの光ファイバケーブル敷設、各接続用クロージャー136個の取り付け、スプリッタ170カ所の設置、光ケーブル接続損失の試験一式等であり、工期は平成25年12月27日までを予定しております。

以上、ご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 1億3,000万ということで、通常ならばそのエリアが通信料でもうかれば、通信業者が敷設とか配線をして売り上げによってその配線の償却をしていくということが通常ですけれども、それにはかなわないので1億3,000万という金額でやります。この後のことなんですが、1億3,600万で配線はしました、通信料をいただいた場合はその通信料で賄うと、その後の分があるかないかをちょっと確認したいです。

敷設しました、通常はユーザーがお金を払って、通信社がそういう事業をやるのが通常です

けれども、この中でこの物件というか、このファイバがどのような扱いでこの後、暮れ、12月になりますけれども、そのときはどうなるのでしょうか。その管理の部分におきまして以後必要であるか確認したいと思います。

○芳賀沼順一議長 館岩総合支所長。

○室井 裕館岩総合支所長 お答えいたします。

町長の説明にありましたとおり、NTTと完成した後IRU契約を結びまして、基本的に独占的に使用していただくというような契約になるんですが、その中で町の光ファイバ網でございますので、NTTから貸付料というのをいただきまして、それとあと逆に町で持っている光ファイバ網の維持管理、これについては逆にNTTのほうに委託をして保守管理をしていただくというような形になっておりまして、今現在試算してみますと、回線の貸付料が、これざっくりな話でございますが、約300万ほど年間でNTTから入ると、このような形で想定しているところでございます。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 質問としては、今までもどうしてもお金を出す、その後に年間数千万というような形で維持管理があるという方が結構今までであったので、一応確認させていただきました。どちらかというプラスだということで、安心しましたので了解しました。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第9、議案第52号 工事請負契約について（田島中学校大規模改造事業（第3期）建築主体工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第52号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、田島中学校大規模改造事業（第3期）建築主体工事の請負契約について、同じく条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、鉄筋コンクリートづくり一部鉄骨づくり2階建て、改修床面積1,939.51平方メートル、耐震補強工事及び内外装改修工事一式でありまして、町内建築業者12社を指名し、4月26日指名競争入札を執行した結果、請負金額1億4,170万8,000円で金子建設工業株式会社が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は平成25年12月20日までを予定しております。

以上、ご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第10、議案第53号 工事請負契約について（荒海中学校大規模改造事業（校舎）建築主体工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第53号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、荒海中学校大規模改造事業（校舎）建築主体工事の請負契約について、同じく条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、鉄筋コンクリートづくり3階建て、改修床面積2,241.40平方メートル、耐震補強工事及び内外装改修工事一式でありまして、町内建築業者12社を指名し、4月26日指名競争入札を執行した結果、請負金額1億8,539万8,500円で株式会社大桃建設工業が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は平成25年12月20日までを予定しております。

以上、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第11、議案第54号 工事請負契約について（荒海中学校大規模改造事業（校舎）電気設備工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第54号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、荒海中学校大規模改造事業（校舎）電気設備工事の請負契約について、同じく条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、鉄筋コンクリートづくり3階建て、改修床面積2,241.40平方メートル、耐震補強及び大規模改修に伴う電気設備工事一式でありまして、町内電気設備工事業者5社を指名し、4月26日指名競争入札を執行した結果、請負金額4,693万5,000円で株式会社和泉電機が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は平成25年12月20日までを予定しております。

以上、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第12、議案第55号 工事請負契約について（旧伊南中学校大規模改造事業（校舎）建築主体工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第55号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、旧伊南中学校大規模改造事業（校舎）建築主体工事の請負契約について、同じく条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、鉄筋コンクリートづくり2階建て、改修床面積2,504.25平方メートル、内外装改修工事一式でありまして、町内建築業者12社を指名し、4月26日指名競争入札を執行した結果、請負金額9,135万円で株式会社新井組が落札いたしましたので、同社と工事請負を締結するものであります。

なお、工期は平成25年12月20日までを予定しております。

以上、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 この55号、それ以前の3件もそうなのでありますが、辞退者が非常に多い、12社指名してあって二、三社、この前の54号みたいに5社で3社が応札するというのなら自然なような気はするんですけども、これは正確に誠意を持った入札結果だと思います。ですけども、この12社中2社とかしかならないというのは、とれないという業者の理由、以前震災のころには仕事が多過ぎて現場管理人の資格を持った人がというような話がありましたけれども、その辺の事情をちょっと説明していただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

建築関連の工事につきましては、それぞれ工事によって専門の技術、資格を現場に張りつける等々の必要がございます、町内の業者につきましては、なかなかその人材の確保が難しいということから、例えば3件の指名を受けた場合、まず最初の1件を落札したような場合、残りの2件は当日参加できないと、いわゆる技術者を確保できないというようなことから、最初の入札以降は辞退するというようなそういうケースがまま出ておまして、今回もそのようなケースがあったということでございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 若干補足で説明をさせていただきます。

まず、建築工事になりますと営業所に1人専任技術者という方を備えなければなりません。それから、現場のほうですが、管理技術者または主任技術者、この方を専属に専任をさせなくてはならないという建設業法の決まりがございます。そういった中で、どうしてもその現場に固定するという関連からほかの現場と兼務ができない状況になりますので、先ほど総務課長がお答え申し上げましたように、会社によっては極端に言いますと技術者が少ない中でやっていくという場合には、一つの現場しかこなせないですと、そういった場合には次の入札については辞退を出さざるを得ないような状況になってしまうというのが現状だと思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 そういうことになれば、この3件目か4件目ともみんな辞退ということはある得るということだよな。そういうことが理由だということになれば、だからその辺はどうなんですか。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

いわゆる5,000万を超える入札に関しましては、町内のそれぞれ会社として通称マル特業者と呼んでおりますが、そういった建築が施工ができる可能性のある会社12社を指名して、それぞれの会社に入札の応札をする際に、いわゆる設計見積もりという膨大といいますか、1日では完成できない一定の見積もりをする作業がこの入札の場合には必要というふうになっております。

そういった関係で、町内にはこの12社が施工する可能業者があることで指名をしておりますが、結果的に2社または3社しか応札できなかったという背景には、その他の業者がやはりまだ全て完成していない新潟・福島豪雨等々のいわゆる契約残高が多い業者が含まれているのではないかというふうに私のほうでは推察といいますか、推定をしているところでございます。それプラス、今、総務課長並びに建設課長がお答えしましたとおり、この工事の場合には技術者の固定という一つの制限があるということもまた一つの要因になっているというふうに認識しておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 仕事を地元の業者にやってもらうということは、大原則だと思うんですよね。ほかから来た業者では地域から見たときに何のメリットもないわけですから、その基本姿勢は大いに結構だというふうに思いますし、今言うようにその技術者の配置とか、そういうこともあるんだとすれば、それは建設業界あたりに要請をして、そういった技術者の育成をしたり、あるいはその町のそういう技術者の配置等についても、緩くして地元業者ができるような方策を検討するということはできないんですか。別にそれをやったからと手抜き工事をやれとか何とかという意味ではないですよ。今のところ技術者のそういう要件を緩和をして、地元業者の人たちが手軽にこういった仕事にも入り込めるような工夫というか、そういう努力ということもあってしかるべきではないのかというふうに思うんですよね。

今のままでいったらば、仕事が重なったら辞退する、あるいは技術者がいないから辞退するだけのものになって、せっかくある地元の仕事がほかの地域の人たちに持っていかれてしまうのではないかという心配等もありますから、その辺、今のこの技術力を維持しながらやれるようなことが発注の側として努力もすべきではないかというふうに思いますが、いかがですか、その辺。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えします。

建設課長が若干建設業法に法律に基づいてそういった主任技術者が必要だということを答弁させていただきましたが、これについては私どももさまざまな建設業法、その他の法律に基づいて執行することは不可欠でございますので、そこを緩めるというご発言がありましたが、それについては、法律を守って施工することは当然だというふうを考えております。

2番目でございますが、この間、受注、発注高が多くてさまざまな本町ですと水道工事であったり、下水道工事が一時不調といたしますか、不落になったことも昨年度ありました。そういったさまざまな状況の中で、町としてもそれぞれ建設業の協会の皆さんとさまざまな意見交換をしながら、細かいいろいろな発注者側と受注者側の課題についての解決策を見出していることもまた事実でございますので、ただいま4番議員さんが申されたことについても、今後そういった協議の中で対応させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

14番、阿久津梅夫君。

○14番 阿久津梅夫議員 せっかく入札とったんだけど、丸投げしている会社はないか、人に渡してしまって、そういうのはないですか。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

受注しますと、町のほうに着工届というものが出てまいります。そのときに下請け通知書というものが出ますが、これらについて町のほうで管理をしてございますけれども、現在の中では丸投げという部分についてはないというのが実情でございます。

ただ、その下請けが何%という部分では、それは各社おのおのパーセントは違いますけれども、丸投げという状況は現在のところございません。

以上です。

○芳賀沼順一議長 14番、阿久津梅夫君。

○14番 阿久津梅夫議員 なければそれでいいんですが、私はその辺を歩いていると、あの会社は丸投げをやっているといううわさを聞きますので、そういう点がないようによくあれしてください。お願いします。

以上。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 今後もそういった下請け通知書を確認しながら実施していきたいと思
いますので、ご理解いただきたいと思
います。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第13、議案第56号 物品購入契約について（消防ポンプ自動車購
入）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第56号 物品購入契約についてをご説明申し上げます。

本案は、田島地域において平成2年10月に購入し、22年が経過している消防ポンプ自動車
が老朽化による揚水及び送水能力の低下と故障の頻発、交換部品等の調達に不測の日数を要す
るなど緊急消防車両として住民生活の安心安全に支障を来すおそれがあることから、消防ポン
プ自動車を更新するものであり、同じく条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

去る4月26日に4社を指名し、指名競争入札を実施した結果、株式会社ホシノが落札いたし

ましたので、同社と物品購入契約を締結するものであります。

契約物件の概要は、消防ポンプ自動車C D - I型であり、契約金額は1,932万円であります。

なお、納入期限は平成25年10月31日を予定するものであります。

以上、ご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 まず、これは消防団、どこかの消防団に納めるということだろうと思うんですけども、そこはどこなのかということと、それからこれは更新ということなので、今までのやつというやつはどういうふうな形になるのか、下取りというのなのか、廃車にしてしまうのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 お答えいたします。

今回のこの消防ポンプ自動車につきましては、田島支団第1分団第5部、いわゆる長野地区の5部のほうに配備される予定となっております。

これまで使ってまいりましたポンプ自動車につきましては、今回下取り価格というものがこの契約には入ってございませんが、今後、部のほうと協議をして廃車の方向で考えております。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第14、議案第57号 物品購入契約について（小型動力ポンプ付積載車購入）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第57号 物品購入契約についてをご説明申し上げます。

本案は、田島地域において昭和63年9月に購入し、24年が経過している小型動力ポンプ付積載車が老朽化による揚水及び送水能力の低下と故障の頻発、交換部品等の調達に不測の日数を要するなど緊急消防車両として住民生活の安心安全に支障を来すおそれがあることから、小型動力ポンプ付積載車を更新するものであり、同じく条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

去る4月26日に4社を指名し、指名競争入札を実施した結果、会津消防用品株式会社が落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するものであります。

契約物件の概要は、小型動力ポンプ付積載車であり、契約金額は913万5,000円であります。

なお、納入期限は平成25年10月31日を予定するものであります。

以上、ご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 前号で聞きましたので、これも同じくどこの消防団かということと、下取りのことについてお伺いします。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 お答えいたします。

本件につきましては、田島支団第3分団第5部いわゆる古今地区に配備を予定しているものでございます。

また、現在のポンプ付積載車につきましては、先ほどの長野地区同様、廃車の予定でございますが、先ほどちょっと答弁漏れがございましたが、ほかの町村でどうしても欲しいという場合もあります。昨年度ですと、只見町のほうに何台か譲った経過もございますので、もしそういった声がかかれば、なお再考して処理を考えたいと思います。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

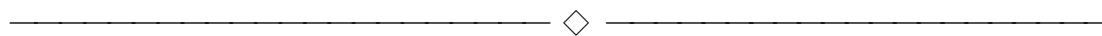
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第15、議案第58号 平成25年度南会津町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第58号 平成25年度南会津町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、4月初旬に発生いたしました暴風災害により破損した伊南地域及び南郷地域の観光施設に係る修繕関連予算を追加補正し、その財源を予備費対応するものでありまして、予算総額はそのままとしたものであります。

以上、ご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第16、議案第59号 南会津町生活改善センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第59号 南会津町生活改善センター条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、昭和46年建築から40年以上経過している中荒井生活改善センターについて、老朽化等により維持管理費がかさんでいることなどの理由により、大規模改修の要望が中荒井区から出されており、今般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を申請するに当たり、中荒井生活改善センターの所有を町から区に移行することが助成の条件であることが示されたことから、所要の改正を行うものであります。

なお、町から区への譲渡に係る関連議案につきましては、次の定例議会に提案する予定であります。

以上、ご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

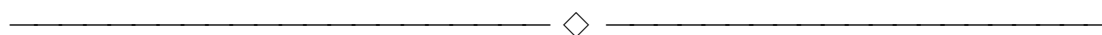
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉議の宣告

○芳賀沼順一議長 以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで会議を閉じます。



◎閉会の宣告

○芳賀沼順一議長 平成25年第1回南会津町議会臨時会を閉会します。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員